

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年1月16日

横浜市契約事務受任者
港湾局長 新保 康裕

- 1 契約の概要
大さん橋総合ビル改修工事
- 2 履行(納品)場所
中区海岸通1丁目1番地
- 3 契約日
令和6年5月14日
- 4 履行日又は履行期間
令和7年1月15日まで
- 5 契約金額
33,385,000円
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
有限会社 尚雲堂 代表取締役 齋藤 光明
南区別所1丁目3番27号
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
大さん橋総合ビル内の内壁の腐食損傷が著しく、壁が倒壊する危険性があることから、早期に対策する必要があったため
- 8 契約の相手方の選定理由
大さん橋総合ビルの修繕工事实績があり、現場状況を把握しており迅速な対応が可能のため
- 9 所管課
港湾局維持保全課